

☆女性技術者等の積極的な活用を推進します☆

～現場で働く女性技術者・技能者等を工事成績で加点～

1. 取組概要

建設業界では、高齢化の進行、若手入職者の減少という構造的な問題が発生しています。このことへの対応として、性別や年齢を問わず、意欲のある担い手の育成・確保の観点から、女性の社会進出に対して働きやすい職場環境づくりを促し、優れた女性技術者の活用に積極的に取り組み、女性技術者・技能者等の現場配置及び女性が働きやすい環境整備を行ったことが確認できた事業者に対し、工事成績で加点点評価します。

2. 評価方法

工事成績評定の監督員に「7.加算点 I 施工条件等」を追加し評価します。

3. 評価対象

実施状況報告書（別紙）及び必要書類により、以下の条件を満たしたことを監督員が確認した場合に評価（加点）するものとします。

評価対象		評価点	必要な条件等
女性技術者	①監理（主任）技術者	0.9点	工期の1/2以上従事したことが確認できる。 ①と②を兼務する場合は0.9点とする。
	②現場代理人	0.9点	
	③上記以外の技術者 ^{注1}	0.6点	
女性技能者	④技能者 ^{注2}	0.6点	工期の1/2以上従事したことが確認できる。
女性従事者	⑤交通誘導員	0.3点	工程の1/2以上従事したことが確認できる。 (ただし、5日未満は除く)
	⑥重機オペレーター	0.3点	
	⑦ダンプ運転手	0.3点	
	⑧その他の従事者	0.3点	
現場環境整備	⑨女性専用トイレの設置	0.3点	現場環境改善費(イメージアップ経費)計上分と重複する場合は除く。
	⑩女性専用更衣室等の設置	0.3点	
備考	※ 加点合計1.5点を上限とします。 ※ ①～⑧の評価点は、一人あたりの点数とし、二人以上の場合も可とします。		

注1：技術者とは、建築士・施工管理技士・技術士等の資格を持つ者をいう。

注2：技能者とは、登録基幹技能者・技能検定合格者・技能講習修了者のことをいう。

4. 対象工事

平成30年4月1日以降に完成届を受理し、工事成績評定を行う工事を対象とします。

【問い合わせ先】

薩摩川内市役所 総務部 契約検査課 工事検査グループ
TEL0996-23-5111 (代表) 内線3833